

「金属アーク溶接等作業についてのチェックシート」

対象欄の「全作業」は全作業場、「屋内①」は屋内の継続している作業場、「屋内②」は屋内の毎回異なる作業場、「屋外」は屋外の作業場を対象項目

NO	対象	内容	関連法規	チェック○×	備考
1	全作業	金属アーク溶接を行っていますか	(特定化学物質 別表第1 34の2)	○は2へ、×は以下不要	令和2年7月31日改正
2	屋内①	屋内の継続している作業ですか		3-1へ進む	個人ばく露測定が必要
	屋内②	屋内の毎回異なる作業場（屋内を移動している作業）ですか		3-2へ進む	
	屋外	屋外の作業ですか		8へ進む	
3-1	屋内①	全体換気装置（プッシュプル型換気装置・局所排気装置を含む）が設置されているか、1月を超えない期間ごとに点検が必要	(特化則第38条の21第1項)	4へ進む	設置要 2021年(令和3年)3月31日まで
3-2	屋内②	全体換気装置（プッシュプル型換気装置・局所排気装置を含む）が設置されているか、1月を超えない期間ごとに点検が必要	(特化則第38条の21第1項)	8へ進む	設置要 2021年(令和3年)3月31日まで
4	屋内①	新規、または作業方法を変更する屋内の金属アーク溶接等作業ですか。（①溶接方法の変更、②溶接材料、母材や溶接場所の変更によりヒュームの濃度に大きな影響がある）		6-1へ進む	
5	屋内①	既存の金属アーク溶接等作業（屋内の継続している作業場）ですか。		6-1へ進む	
6-1	屋内①	個人ばく露測定を実施していますか。			測定要 2022年(令和4年)3月31日まで
6-2	屋内①	個人ばく露測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度測定を実施 (注)第1種作業環境測定士、作業環境測定機関等により実施	(測定等告示第1号)		
6-3	屋内①	測定結果 0.05mg/m3以上 換気装置の風量の増加その他の措置を実施 ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更・集じん装置による集じん ・移動式送風機による送風 による措置を含む	(特化則第38条の21第3項)	6-2へ戻り測定を行い、その結果にかかわらず7へ進む	
		測定結果 0.05mg/m3未満 有効な呼吸用保護具を選択し労働者に使用させる		7へ進む	
7	屋内①	呼吸用保護具の種類が面体を有している場合、フィットテストを実施（1回/年以内）	(測定等告示第2号)	9へ進む	実施要 2022年(令和4年)3月31日まで
8	屋内②、屋外	有効な呼吸用保護具を労働者に使用させる	(特化則第38条の21第5号)	9へ進む	実施要 2022年(令和4年)3月31日まで
9	全作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を選任していますか	(特化則第27条、28条)		選任が必要 2022年(令和4年)3月31日まで
10	全作業	特殊健康診断（6月以内）を実施していますか。（5年保管）	(特化則第39条～42条)		実施要 2021年(令和3年)4月1日から
11	全作業	安全衛生教育（雇入れ、作業内容の変更時）	(安衛則第35条)		実施要 2021年(令和3年)3月31日までに
12	全作業	ぼろ等の処理（ぼろ、紙くず等をふた付きの不浸透性容器に収める）	(特化則第12条の2)		実施要 2021年(令和3年)3月31日までに
13	全作業	不浸透性（コンクリート、鉄板等）の床の設置	(特化則第21条)		実施要 2021年(令和3年)3月31日までに
14	全作業	立ち入り禁止措置（関係者以外立入禁止と表示を行う）	(特化則第24条)		実施要 2021年(令和3年)3月31日までに
15	全作業	運搬貯蔵時の容器等の使用等（堅固な容器）	(特化則第25条)		実施要 2021年(令和3年)3月31日までに
16	全作業	休憩室の設置（作業場以外の場所に設置）	(特化則第25条)		実施要 2021年(令和3年)3月31日までに
17	全作業	洗浄設備の設置（洗顔、洗身またはうがいの設備、更衣設備、洗濯の設備）	(特化則第38条)		実施要 2021年(令和3年)3月31日までに
18	全作業	喫煙または飲食の禁止（表示を行う）	(特化則第38条の2)		実施要 2021年(令和3年)3月31日までに
19	全作業	有効な呼吸用保護具の備え付け等（6-4、7による）	(特化則第43条、第45条)		実施要 2021年(令和3年)3月31日までに

別途、じん肺法によって、じん肺健康診断が必要です。